

令和7年第1回南部町議会定例会

改正条例新旧対照表

南部町

議案第 6 号 南部町表彰条例(平成16年南部町条例第4号)新旧対照表 第 1 条関係

新	旧
<p>(資格の喪失) 第11条 第3条、第4条又は第6条の規定の該当者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に 処せられたときはその資格を失うものとする。</p>	<p>(資格の喪失) 第11条 第3条、第4条又は第6条の規定の該当者が、<u>禁錮</u>以上の刑に 処せられたときはその資格を失うものとする。</p>

議案第6号 南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟</p>

法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

議案第6号 南部町消防団条例(平成16年南部町条例第171号)新旧対照表 第3条関係

新	旧
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

議案第6号 南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年南部町条例第35号)新旧対照表 第4条関係

新	旧
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該法人等における役員等のうち次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公務員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該法人等における役員等のうち次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公務員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの</p>

議案第6号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年南部町条例第12号)新旧対照表 第5条関係

新	旧
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

議案第7号 南部町課設置条例(平成16年南部町条例第6号)新旧対照表

新	旧
<p>(課の設置)</p> <p><u>第1条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、南部町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課            未来を創る課            デジタル推進課            税務課            町民生活課            福祉政策課            健康対策課            子育て支援課            産業課            建設課</p> <p>(未来を創る課の事務分掌)</p> <p>第3条 <u>未来を創る課</u>においては、次に掲げる事務を掌る。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(福祉政策課)</p> <p><u>第7条</u> <u>福祉政策課</u>においては、次に掲げる事務を掌る。</p> <p>(1) <u>社会福祉に関する事項</u>            (2) <u>地域福祉に関する事項</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p><u>第1条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、南部町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課            企画政策課            デジタル推進課            税務課            町民生活課            健康福祉課            子育て支援課            産業課            建設課</p> <p>(企画政策課の事務分掌)</p> <p>第3条 <u>企画政策課</u>においては、次に掲げる事務を掌る。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(健康福祉課の事務分掌)</p> <p><u>第7条</u> <u>健康福祉課</u>においては、次に掲げる事務を掌る。</p> <p>(1) <u>社会福祉に関する事項</u>            (2) <u>保健予防に関する事項</u></p>

- (3) 高齢者福祉に関する事項
- (4) 障がい者福祉に関する事項
- (5) 生活保護及び生活困窮に関する事項

(健康対策課)

第8条 健康対策課においては、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 保健予防に関する事項
- (2) 地域包括支援センターに関する事項
- (3) 母子及び精神保健に関する事項
- (4) 医療政策に関する事項

(子育て支援課の事務分掌)

第9条 (略)

(産業課の事務分掌)

第10条 (略)

(建設課の事務分掌)

第11条 (略)

(3) 地域包括支援センター業務に関する事項

(4) 母子保健及び精神保健に関する事項

(子育て支援課の事務分掌)

第8条 (略)

(産業課の事務分掌)

第9条 (略)

(建設課の事務分掌)

第10条 (略)

議案第8号 南部町職員の給与に関する条例(平成16年南部町条例第47号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき1万3,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円_____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>_____については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)<u>にある子</u>がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか</p>

かわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第10条 削除

かわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、

(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第10条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

3 (略)

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(南部町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 (略)

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者\_\_\_\_\_が居住するための住宅(南部町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル

未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項 \_\_\_\_\_ において「運賃等相当額」という。)

---

---

---

---

---

---

---

---

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 \_\_\_\_\_

---

---

---

---

、第1号に定

未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に

める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のための、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。)

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のための、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項 \_\_\_\_\_において「特別急行列車等」という。)

\_\_\_\_\_でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに

\_\_\_\_\_この条例の適用を受ける  
職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該  
適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含  
む。)からの通勤のため、特別急行列車等

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とす  
るもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項  
の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認め  
られるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用  
する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等  
が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及  
び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急  
行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円  
を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職  
員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につ

に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に  
つき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4 前項の規定は、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第18  
2号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の  
予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫  
その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者(以下「国家  
公務員等」という。))であった者から引き続きこの条例の適用を受ける  
職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該  
適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含  
む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が別に定める基準  
に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる  
ものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とす  
るもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項  
の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認め  
られるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用  
する。

き、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(単身赴任手当)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 新たにこの条例の適用を受ける職員となったこと

\_\_\_\_\_に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員\_\_\_\_\_その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(単身赴任手当)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員

\_\_\_\_\_となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定

める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の \_\_\_\_\_ 午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 \_\_\_\_\_

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第25条の3 第4条第3項から第10項まで、第9条、第10条 \_\_\_\_\_ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 \_\_\_\_\_ であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第25条の3 第4条第3項から第10項まで、第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>
任用	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>
短時	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>
間勤	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>
務職	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>
員以	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>
外の	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>
職員	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>

2 (略)

別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>
任用	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>
短時	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>
間勤	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>
務職	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>
員以	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>
外の	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>
職員	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>

17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>
18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>
19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>
20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>
21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>
22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>
23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>
24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>
25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>
26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>
27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>
28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>

40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>

63	249,100	288,000	<u>334.600</u>	<u>375.700</u>	<u>391.800</u>	<u>413.300</u>	63	249,100	288,000	<u>332.000</u>	<u>371.300</u>	<u>387.800</u>	<u>410.100</u>
64	249,400	288,500	<u>335.300</u>	<u>376.300</u>	<u>392.400</u>	<u>413.500</u>	64	249,400	288,500	<u>332.800</u>	<u>372.000</u>	<u>388.300</u>	<u>410.400</u>
65	249,700	289,000	<u>336.100</u>	<u>376.600</u>	<u>392.700</u>	<u>413.700</u>	65	249,700	289,000	<u>333.600</u>	<u>372.300</u>	<u>388.700</u>	<u>410.600</u>
66	250,000	289,600	<u>336.800</u>	<u>377.200</u>	<u>393.100</u>	<u>414.000</u>	66	250,000	289,600	<u>334.000</u>	<u>373.000</u>	<u>389.300</u>	<u>410.900</u>
67	250,300	290,100	<u>337.500</u>	<u>377.900</u>	<u>393.500</u>	<u>414.300</u>	67	250,300	290,100	<u>334.600</u>	<u>373.700</u>	<u>389.900</u>	<u>411.200</u>
68	250,600	290,700	<u>338.100</u>	<u>378.500</u>	<u>393.900</u>	<u>414.500</u>	68	250,600	290,700	<u>335.300</u>	<u>374.300</u>	<u>390.400</u>	<u>411.500</u>
69	250,900	291,200	<u>338.600</u>	<u>378.900</u>	<u>394.200</u>	<u>414.700</u>	69	250,900	291,200	<u>336.100</u>	<u>374.600</u>	<u>390.800</u>	<u>411.700</u>
70	251,200	291,700	<u>339.200</u>	<u>379.400</u>	<u>394.500</u>	<u>415.000</u>	70	251,200	291,700	<u>336.800</u>	<u>375.100</u>	<u>391.300</u>	<u>412.000</u>
71	251,500	292,300	<u>339.700</u>	<u>380.000</u>	<u>394.800</u>	<u>415.300</u>	71	251,500	292,300	<u>337.500</u>	<u>375.700</u>	<u>391.800</u>	<u>412.300</u>
72	251,800	292,900	<u>340.300</u>	<u>380.500</u>	<u>395.000</u>	<u>415.500</u>	72	251,800	292,900	<u>338.100</u>	<u>376.300</u>	<u>392.400</u>	<u>412.500</u>
73	252,100	293,400	<u>340.600</u>	<u>381.000</u>	<u>395.200</u>	<u>415.700</u>	73	252,100	293,400	<u>338.600</u>	<u>376.600</u>	<u>392.700</u>	<u>412.700</u>
74	252,400	293,900	<u>341.100</u>	<u>381.600</u>	<u>395.500</u>		74	252,400	293,900	<u>339.200</u>	<u>377.200</u>	<u>393.100</u>	<u>413.000</u>
75	252,700	294,300	<u>341.500</u>	<u>382.100</u>	<u>395.800</u>		75	252,700	294,300	<u>339.700</u>	<u>377.900</u>	<u>393.500</u>	<u>413.300</u>
76	253,000	294,600	<u>341.900</u>	<u>382.400</u>	<u>396.000</u>		76	253,000	294,600	<u>340.300</u>	<u>378.500</u>	<u>393.900</u>	<u>413.500</u>
77	253,300	294,800	<u>342.300</u>	<u>382.800</u>	<u>396.200</u>		77	253,300	294,800	<u>340.600</u>	<u>378.900</u>	<u>394.200</u>	<u>413.700</u>
78	253,600	295,100	<u>342.800</u>	<u>383.300</u>	<u>396.500</u>		78	253,600	295,100	<u>341.100</u>	<u>379.400</u>	<u>394.500</u>	<u>414.000</u>
79	253,900	295,300	<u>343.300</u>	<u>383.700</u>	<u>396.800</u>		79	253,900	295,300	<u>341.500</u>	<u>380.000</u>	<u>394.800</u>	<u>414.300</u>
80	254,200	295,600	<u>343.800</u>	<u>384.100</u>	<u>397.000</u>		80	254,200	295,600	<u>341.900</u>	<u>380.500</u>	<u>395.000</u>	<u>414.500</u>
81	254,500	295,800	<u>344.100</u>	<u>384.500</u>	<u>397.200</u>		81	254,500	295,800	<u>342.300</u>	<u>381.000</u>	<u>395.200</u>	<u>414.700</u>
82	254,800	296,000	<u>344.500</u>	<u>385.000</u>	<u>397.500</u>		82	254,800	296,000	<u>342.800</u>	<u>381.600</u>	<u>395.500</u>	<u>415.000</u>
83	255,100	296,300	<u>344.900</u>	<u>385.400</u>	<u>397.800</u>		83	255,100	296,300	<u>343.300</u>	<u>382.100</u>	<u>395.800</u>	<u>415.300</u>
84	255,400	296,500	<u>345.300</u>	<u>385.800</u>	<u>398.000</u>		84	255,400	296,500	<u>343.800</u>	<u>382.400</u>	<u>396.000</u>	<u>415.500</u>
85	255,700	296,800	<u>345.600</u>	<u>386.100</u>	<u>398.200</u>		85	255,700	296,800	<u>344.100</u>	<u>382.800</u>	<u>396.200</u>	<u>415.700</u>

86	256,000	297,100	<u>346,000</u>
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>
94		299,400	<u>348,800</u>
95		299,700	<u>349,200</u>
96		300,100	<u>349,500</u>
97		300,300	<u>349,800</u>
98		300,600	<u>350,200</u>
99		301,000	<u>350,600</u>
100		301,400	<u>351,000</u>
101		301,600	<u>351,500</u>
102		301,900	<u>351,900</u>
103		302,200	<u>352,300</u>
104		302,500	<u>352,700</u>
105		302,700	<u>353,200</u>
106		303,000	<u>353,600</u>
107		303,300	<u>353,900</u>
108		303,600	<u>354,200</u>

86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
94		299,400	<u>347,400</u>		
95		299,700	<u>347,800</u>		
96		300,100	<u>348,200</u>		
97		300,300	<u>348,400</u>		
98		300,600	<u>348,800</u>		
99		301,000	<u>349,200</u>		
100		301,400	<u>349,500</u>		
101		301,600	<u>349,800</u>		
102		301,900	<u>350,200</u>		
103		302,200	<u>350,600</u>		
104		302,500	<u>351,000</u>		
105		302,700	<u>351,500</u>		
106		303,000	<u>351,900</u>		
107		303,300	<u>352,300</u>		
108		303,600	<u>352,700</u>		

	109		303,800	<u>354,700</u>					109		303,800	<u>353,200</u>				
	110		304,200						110		304,200	<u>353,600</u>				
	111		304,600						111		304,600	<u>353,900</u>				
	112		304,900						112		304,900	<u>354,200</u>				
	113		305,100						113		305,100	<u>354,700</u>				
	114		305,300						114		305,300					
	115		305,600						115		305,600					
	116		306,000						116		306,000					
	117		306,200						117		306,200					
	118		306,400						118		306,400					
	119		306,700						119		306,700					
	120		307,000						120		307,000					
	121		307,400						121		307,400					
	122		307,600						122		307,600					
	123		307,900						123		307,900					
	124		308,200						124		308,200					
	125		308,500						125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600		定年前再任用短時間勤務職		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

員	
別表第2(第3条関係)	
行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の内容
1級	主事補、主事、保育士、技師補、技師、栄養士、管理栄養士、保健師又は社会福祉士の職務
2級	主任、主任保育士、主任技師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任保健師又は主任社会福祉士の職務
3級	主幹、主幹保育士、主幹技師、主幹栄養士、主幹管理栄養士、主幹保健師又は主幹社会福祉士の職務
4級	課長補佐、局長補佐、所長補佐、室長、館長、所長、園長補佐、園長、指導主事又は主査(他の地方公共団体又は公益法人に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)に限る。)の職務
5級	1 会計管理者の職務 2 福祉事務所長の職務 3 課長、専門員、防災監、企画監、教育次長、統括館長、統括所長、事務局長、統括園長又は参事(派遣職員に限る。)の職務
6級	1 会計管理者の職務

員	
別表第2(第3条関係)	
行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の内容
1級	主事補、主事、保育士、技師補、技師、栄養士、管理栄養士、保健師又は社会福祉士の職務
2級	主任、主任保育士、主任技師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任保健師又は主任社会福祉士の職務
3級	主幹、主幹保育士_____、主幹栄養士、主幹管理栄養士、主幹保健師又は主幹社会福祉士の職務
4級	課長補佐、局長補佐、所長補佐、室長、館長、所長、園長補佐、園長、指導主事又は主査(他の地方公共団体又は公益法人に派遣する職員(以下「派遣職員」という。)に限る。)の職務
5級	1 会計管理者の職務 2 福祉事務所長の職務 3 課長、専門員、防災監、企画監、教育次長、統括館長、統括所長、事務局長、統括園長又は参事(派遣職員に限る。)の職務
6級	1 会計管理者の職務

- |                              |
|------------------------------|
| 2 福祉事務所長の職務                  |
| 3 総務課長又は教育次長の職務              |
| 4 防災監又は企画監の職務                |
| 5 特に困難な業務を処理する課長又は専門員<br>の職務 |

- |                              |
|------------------------------|
| 2 福祉事務所長の職務                  |
| 3 総務課長又は教育次長の職務              |
| 4 防災監又は企画監の職務                |
| 5 特に困難な業務を処理する課長又は専門員<br>の職務 |

議案第8号 南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南部町条例第160号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
<p>(扶養手当)                      第5条 (略)                      2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)                      (2) (略)                      (3) (略)                      (4) (略)</p>	<p>(扶養手当)                      第5条 (略)                      2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を                      含む。)</u>                      (2) (略)                      (3) (略)                      (4) (略)                      (5) (略)</p>

議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年南部町条例第44号)新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120を乗じて得た額を期末手当基礎額とし、当該期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120を乗じて得た額を期末手当基礎額とし、当該期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p>

議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成16年南部町条例第44号)新旧対照表 第1条関係

新				旧			
別表第2(第6条関係) 内国旅行の旅費				別表第2(第6条関係) 内国旅行の旅費			
車賃 (1キロメートルにつ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1キロメートルにつ き)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	県外	県内			県外	県内	
37円	19,000円	9,800円	2,200円	37円	10,900円	9,800円	2,200円

議案第10号 南部町職員等の旅費に関する条例(平成16年南部町条例第50号)新旧対照表 第2条関係

新				旧																							
(旅費の種類)				(旅費の種類)																							
第6条 (略)				第6条 (略)																							
2～5 (略)				2～5 (略)																							
6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ <u>宿泊に要する費用の実費額</u> により支給する。				6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ <u>1夜当たりの定額</u> により支給する。																							
7～14 (略)				7～14 (略)																							
(宿泊料)				(宿泊料)																							
第19条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、 <u>宿泊先の区分に応じた別表第1の額とする。ただし、当該宿泊に特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用とする。</u>				第19条 <u>宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。</u>																							
2 (略)				2 (略)																							
別表第1 内国旅行の旅費(第17条、第19条—第22条、第25条関係)				別表第1 内国旅行の旅費(第17条、第19条—第22条、第25条関係)																							
(1) 車賃、宿泊料及び食卓料				(1) 車賃、宿泊料及び食卓料																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37円</td> <td><u>19,000円</u></td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>				車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	37円	<u>19,000円</u>	9,800円	2,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37円</td> <td><u>10,900円</u></td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>				車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	37円	<u>10,900円</u>	9,800円	2,200円
車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																								
	県外	県内																									
37円	<u>19,000円</u>	9,800円	2,200円																								
車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)																								
	県外	県内																									
37円	<u>10,900円</u>	9,800円	2,200円																								
(2) 移転料				(2) 移転料																							
(略)				(略)																							

議案第11号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年南部町条例第36号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項において同じ。))において常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、別に定めるところにより、<u>その子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、別に定めるところにより、<u>当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項において同じ。))において常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、別に定めるところにより、<u>その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)</u>のある職員が、別に定めるところにより、<u>当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に</u></p>

午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。))に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ

定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者\_\_\_\_\_で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

なければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第11号 南部町職員の育児休業等に関する条例(平成16年南部町条例第37号)新旧対照表 第2条関係

新	旧
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項</p> <hr/> <p>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</p> <hr/> <p>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

議案第12号 南部町上水道給水条例(平成16年南部町条例第161号)新旧対照表 第1条関係

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、配水管の布設してない地域、又は水圧の関係により給水が困難と認められる場合は、この給水申込みを保留することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、1年以内ごとに1回、定</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、配水管の布設してない地域、又は水圧の関係により給水が困難と認められる場合は、この給水申込みを保留することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、1年以内ごとに1回、定</p>

期に法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(4) (略)

期に法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(4) (略)

議案第12号 南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年南部町条例第22号)

新旧対照表 第2条関係

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校</p>

5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2

令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6箇月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者

若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

一年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者